

平成27年度 第2回

福岡市国民健康保険運営協議会

会議資料

日 時：平成28年 1月22日(金)
午後5時～午後6時30分(予定)

場 所：天神スカイホール メインホールB

福岡市保健福祉局総務部 国民健康保険課

＝＝ 目 次 ＝＝

1. 平成28年度福岡市国民健康保険事業の運営について

- (1) 平成27年度決算見込みについて
- (2) 平成28年度予算（見込）について
- (3) 平成28年度国民健康保険料について
 - 【 諮問 ① 】 1人あたり保険料について
 - 【 諮問 ② 】 賦課限度額について
- (4) 財政健全化に向けた取組について

2. 国の動向・制度改正（予定）について

- (1) 低所得者の保険料負担の軽減について
- (2) 財政運営の都道府県単位化について
- (3) 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づくその他の改正
- (4) 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大について

3. その他 今後の審議・答申予定について

- 福岡市国民健康保険運営協議会委員名簿
- 事務局関係者名簿

1. 平成28年度福岡市国民健康保険事業の運営について

(1) 平成27年度決算見込みについて

【歳出】

(単位:百万円)

区 分	予算現額 (A)	決算見込 (B)	差引 (A-B)
保 険 給 付 費	96,148	95,608	540
後期高齢者支援金	19,459	19,459	0
介 護 納 付 金	6,936	6,921	15
共同事業拠出金	42,783	42,094	689
保 健 事 業 費	845	805	40
そ の 他	2,590	3,604	▲ 1,014
合 計	168,761	168,491	270

※ 決算見込に対して予算現額が不足する分は、今後、繰越金等を財源として、補正を行う予定

【歳出の主な増減理由】

- 「保険給付費」は、被保険者数が見込みを下回ったこと等により、減少の見込み(358,500人→353,500人)
- 「共同事業拠出金」は、県内対象医療費が見込みを下回ったもの
- 「その他」は、26年度に過交付された療養給付費等負担金等(1,020百万円)を返還するため、増額の見込み

【歳入】

(単位:百万円)

区 分		予算現額 (C)	決算見込 (D)	差引 (C-D)
保 険 料	現年度保険料	28,278	27,403	875
	滞納繰越保険料	1,697	1,844	▲ 147
	計	29,975	29,247	728
国 庫 支 出 金		38,400	39,449	▲ 1,049
県 支 出 金		8,294	8,362	▲ 68
療養給付費交付金		4,589	4,142	447
前期高齢者交付金		27,127	27,113	14
共同事業交付金		42,216	41,373	843
一般会計繰入金		17,858	18,220	▲ 362
繰 越 金		—	194	▲ 194
そ の 他		302	391	▲ 89
合 計		168,761	168,491	270

【歳入の主な増減理由】

- 「保険料」は、被保険者数が見込みを下回ったこと等による減
- 「国庫支出金」は、特別調整交付金の増
- 「繰越金」は、療養給付費負担金の過交付による26年度決算の黒字額

★収支決算見込 歳入 168,491百万円 — 歳出 168,491百万円 = 0百万円

(2) 平成28年度予算（見込）について

① 国民健康保険事業基数

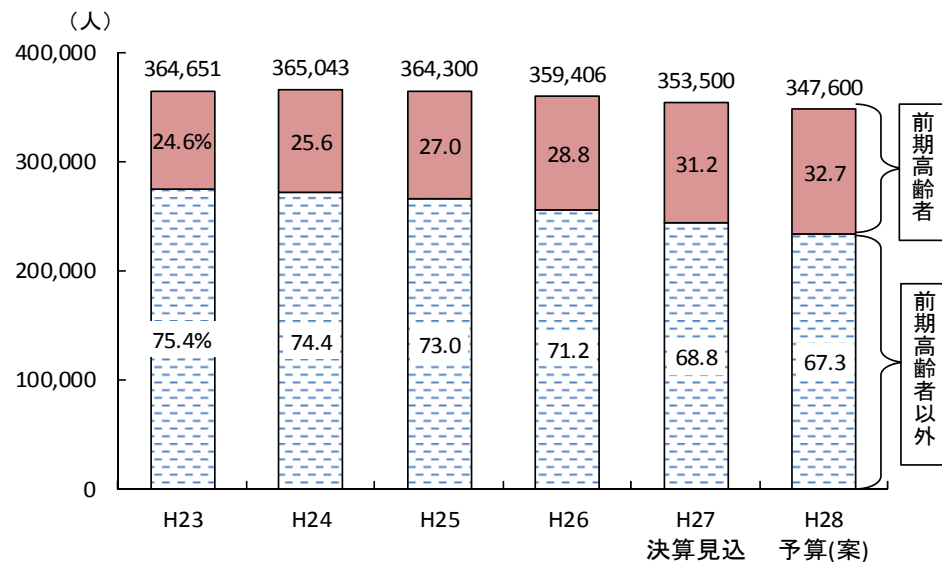
区 分		27年度			28年度	
		当初予算 (A)	決算見込 (B)	増減 (B－A)	予算(見込) (C)	27年度 当初予算比 (C－A)
世帯数(世帯)		229,900	226,600	▲ 3,300	225,300	▲ 4,600
被 保 険 者 数 (人)	全 体	358,500	353,500	▲ 5,000	347,600	▲ 10,900
	一 般	348,400	343,400	▲ 5,000	340,300	▲ 8,100
	退 職	10,100	10,100	0	7,300	▲ 2,800
医 療 費 (円) 一人あたり	全 体	316,898	322,944	6,046	331,173	14,275
	一 般	311,207	319,328	8,121	328,622	17,415
	退 職	513,227	445,908	▲ 67,319	450,090	▲ 63,137
受 診 件 数 一人あたり	全 体	10.3448	10.5440	0.1992	10.7503	0.4055
	一 般	10.2413	10.4699	0.2286	10.6970	0.4557
	退 職	13.9165	13.0624	▲ 0.8541	13.2338	▲ 0.6827
介 護	世帯数(世帯)	99,600	98,100	▲ 1,500	94,100	▲ 5,500
	被保険者数(人)	116,700	117,100	400	112,600	▲ 4,100

※ 一般 : 退職者医療制度の適用を受けない被保険者に係るもの

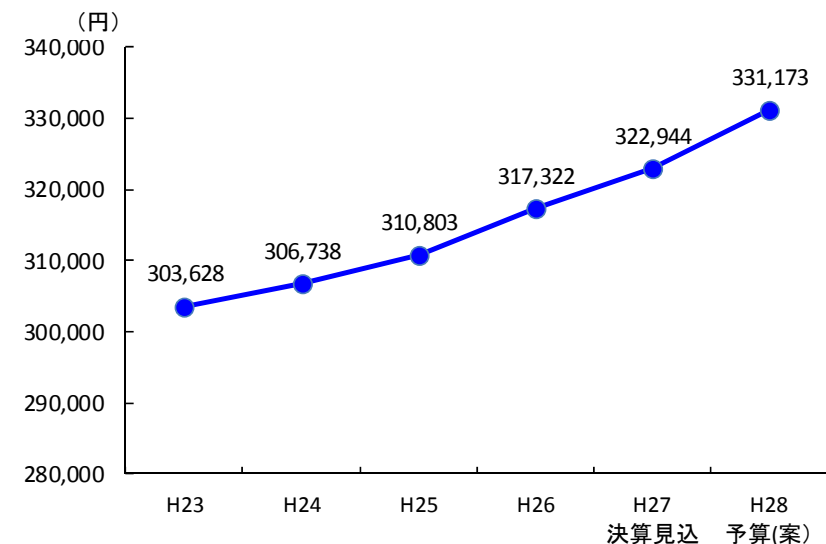
※ 退職 : 会社などを退職し、年金を受けられる方とその被扶養者の方は、65歳まで退職者医療制度の適用となる。

※ 介護 : 被保険者のうち、介護保険の第2号被保険者(40歳～64歳)

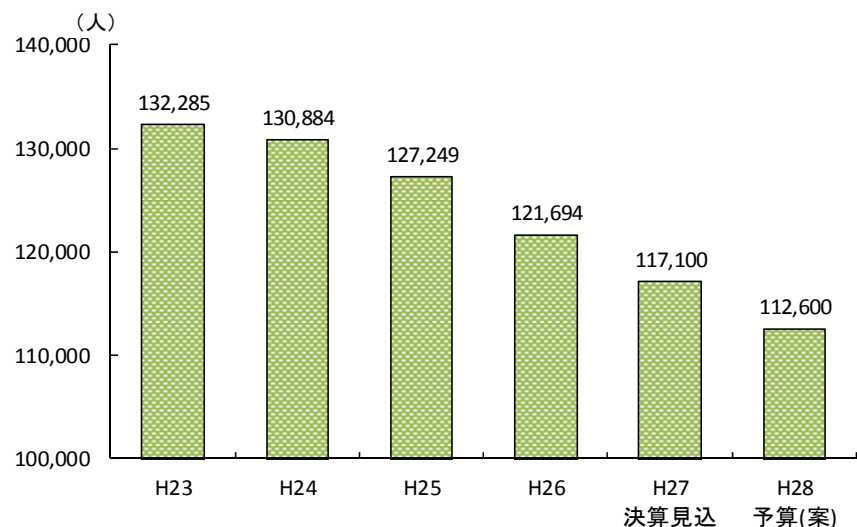
○被保険者数の推移



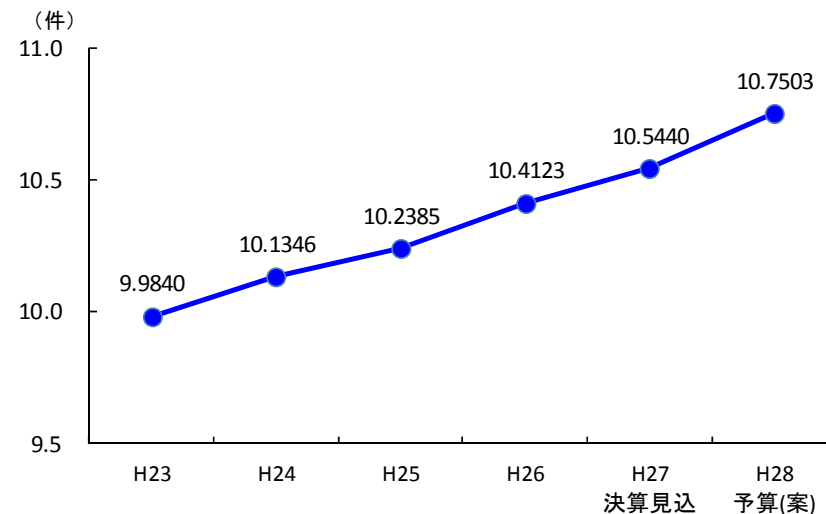
○一人あたり医療費の推移



○介護保険第2号被保険者数の推移



○一人あたり受診件数の推移



② 平成28年度予算(見込)

歳出

(単位:百万円)

区 分		28年度 予算見込 (A)	27年度 当初予算 (B)	増 減 (A-B)	主 な 要 因
保 険 給 付 費	一 般 分	93,944	91,898	2,046	1人あたり医療費の増等による増
	退 職 分	2,751	4,250	▲ 1,499	被保険者数の減による減
	計	96,695	96,148	547	
後期高齢者支援金		18,731	19,429	▲ 698	前々年度精算分の還付額の増による減
介護納付金		6,793	6,936	▲ 144	前々年度精算分の還付額の増による減
共同事業拠出金		43,423	42,783	640	拠出対象額の増等による増
保健事業費		908	845	63	
その他		2,700	2,656	44	
合 計		169,250	168,797	453	

※現時点での係数であり、今後の予算編成過程において係数の変動が生じる。

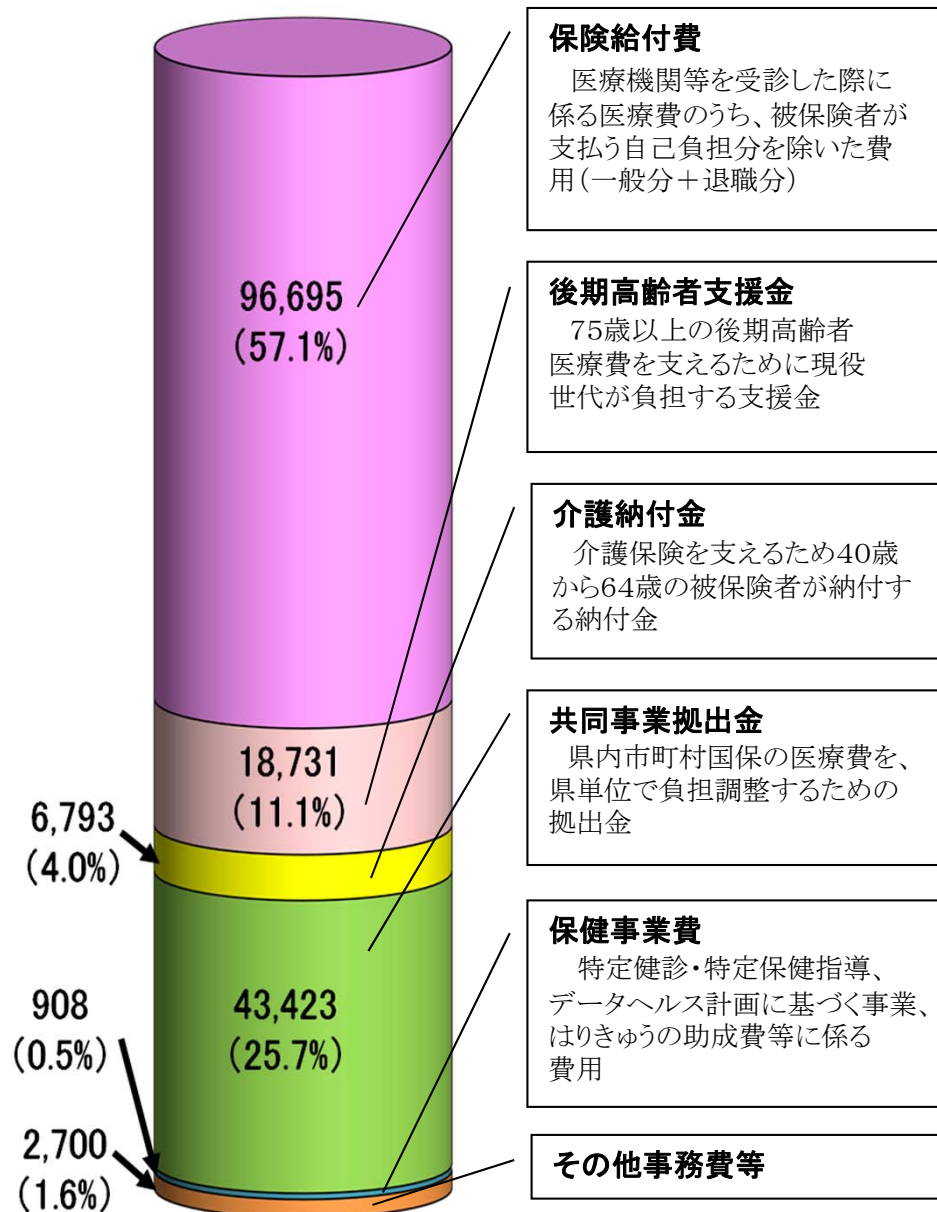
歳入

(単位:百万円)

区 分		28年度 予算見込 (C)	27年度 当初予算 (D)	増 減 (C-D)	主 な 要 因
保 険 料	現年度分	27,571	28,278	▲ 707	被保険者数の減等による減
	滞納繰越分	1,650	1,697	▲ 47	
	計	29,221	29,975	▲ 754	
国庫支出金		38,208	38,400	▲ 192	前期高齢者交付金の増に伴う補助対象経費の減による減
県支出金		8,751	8,294	457	補助対象経費の増による増
療養給付費交付金		2,912	4,589	▲ 1,677	退職被保険者等の減に伴い、対象医療費が減額したことによる
前期高齢者交付金		29,022	27,127	1,895	前期高齢者の加入割合の増等による増
共同事業交付金		42,289	42,216	73	
一般会計繰入金		18,528	17,894	634	
その他		319	302	17	
合 計		169,250	168,797	453	

③ 予算構成の概要

歳出 169,250百万円



保険給付費

医療機関等を受診した際に係る医療費のうち、被保険者が支払う自己負担分を除いた費用(一般分+退職分)

後期高齢者支援金

75歳以上の後期高齢者医療費を支えるために現役世代が負担する支援金

介護納付金

介護保険を支えるため40歳から64歳の被保険者が納付する納付金

共同事業拠出金

県内市町村国保の医療費を、県単位で負担調整するための拠出金

保健事業費

特定健診・特定保健指導、データヘルス計画に基づく事業、はりきゅうの助成費等に係る費用

その他事務費等

保険料「現年度分+滞納繰越分」

被保険者が負担する保険料

国庫支出金

○療養給付費負担金
保険給付費、後期高齢者支援金等から前期高齢者交付金等の財源を控除した額の32%
○調整交付金
給付費等の9%相当。市町村間の財政力の不均衡を全国ベースで調整するための交付金

県支出金

○調整交付金
給付費等の9%相当。定率分と収納対策等の取組状況に応じて交付される財政健全化分に分かれる

療養給付費交付金

退職者分医療給付費に充てるため被用者保険から交付される交付金

前期高齢者交付金

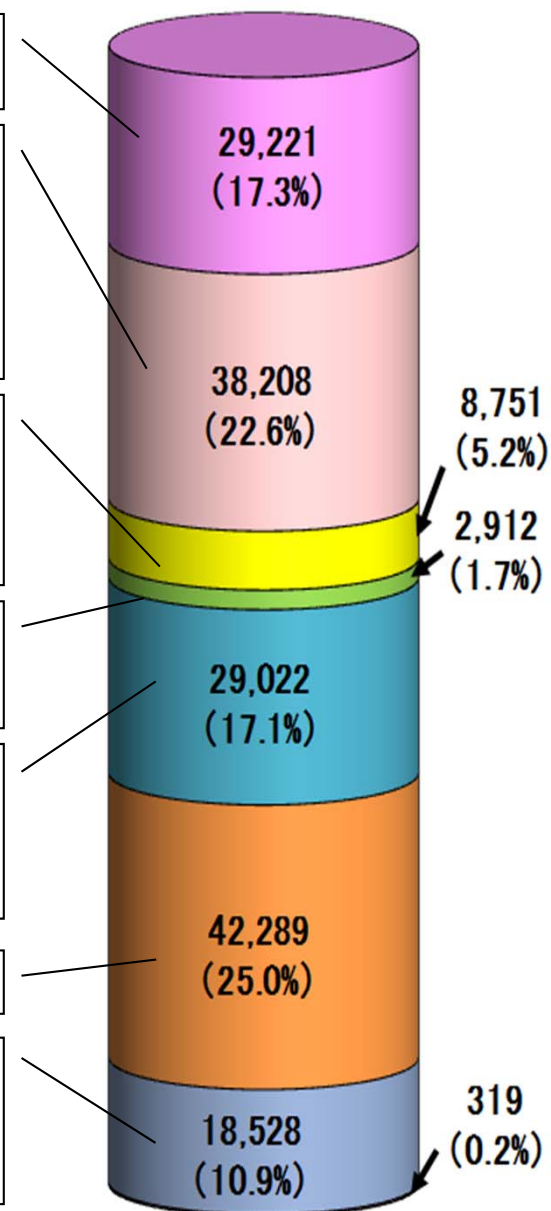
前期高齢者(65~74歳)の医療費を全保険者間で財政調整するため、前期高齢者の加入割合等に応じて被用者保険から交付される

共同事業交付金

一般会計繰入金

法令等に基づく繰入金(法定繰入)と保険料負担緩和を図るため、市の任意による繰入金(法定外繰入)

歳入 169,250百万円



(3) 平成28年度国民健康保険料について

① 1人あたり保険料について

諮問①

諮問内容

平成28年度 1人あたり保険料(必要収入額)

年 額 (対27年度比)

医療給付費分 52,951円 (269円引上げ)

後期高齢者支援金等分 19,048円 (269円引下げ)

介護納付金分 21,476円 (1,837円引上げ)

《 1人あたり保険料の算定方法 》

1人あたり保険料 = 「現年度分保険料(※)」÷「被保険者数」

※ 現年度分保険料は、被保険者に係る保険給付費等の見込額から、国・県の支出金や一般会計繰入金等の見込額を控除した額を基準として算定した額

【参考】1人あたり保険料の推移

(単位:円)

年度	医療分+支援分		介護分		合計		備 考
		増減		増減		増減	
H12	70,347		10,613		80,960		介護保険制度の創設
H13	71,996	1,649	12,927	2,314	84,923	3,963	
H14	72,206	210	14,274	1,347	86,480	1,557	
H15	〃	—	15,898	1,624	88,104	1,624	
H16	〃	—	16,255	357	88,461	357	
H17	〃	—	19,501	3,246	91,707	3,246	
H18	〃	—	23,385	3,884	95,591	3,884	
H19	〃	—	〃	—	〃	—	
H20	73,999	1,793	22,801	▲ 584	96,800	1,209	後期高齢者医療制度の創設
H21	〃	—	21,757	▲ 1,044	95,756	▲ 1,044	
H22	〃	—	20,995	▲ 762	94,994	▲ 762	
H23	71,999	▲ 2,000	20,341	▲ 654	92,340	▲ 2,654	
H24	〃	—	21,118	777	93,117	777	
H25	〃	—	23,717	2,599	95,716	2,599	
H26	〃	—	23,845	128	95,844	128	
H27	〃	—	19,639	▲ 4,206	91,638	▲ 4,206	
H28 (案)	71,999	—	21,476	1,837	93,475	1,837	

※ 医療分+支援分のH19年度までは、医療分(老人保健含む)のみである。

② 平成28年度 1人あたり保険料試算表

		①医療給付分 (一般分) ＜医療分＞	②後期高齢者 支援金分 ＜支援分＞	③介護納付金分 ＜介護分＞
歳出	保険給付費	93,944 百万円		
	後期高齢者支援金等		18,731 百万円	
	介護納付金			6,793 百万円
	共同事業拠出金	43,423 百万円		
	保健事業費	908 百万円		
	その他	109 百万円	31 百万円	16 百万円
	合 計 (A)	138,384 百万円	18,762 百万円	6,809 百万円
歳入	国庫支出金	27,468 百万円	7,864 百万円	2,877 百万円
	県支出金	6,825 百万円	1,300 百万円	478 百万円
	療養給付費交付金	539 百万円	250 百万円	70 百万円
	前期高齢者交付金	29,022 百万円		
	共同事業交付金	42,289 百万円		
	滞納繰越保険料	1,047 百万円	382 百万円	173 百万円
	その他	254 百万円		
	小 計 (B)	107,444 百万円	9,796 百万円	3,598 百万円
	一般会計繰入金 (C)	12,921 百万円	2,484 百万円	793 百万円
	現年度保険料(A－B－C) (D)	18,019 百万円	6,482 百万円	2,418 百万円
	合 計	138,384 百万円	18,762 百万円	6,809 百万円
被保険者数 (E)		340,300 人	340,300 人	112,600 人
年額	1人あたり保険料(予算値) (D) ÷ (E)	52,951 円	19,048 円	21,476 円

28年度保険料のポイント

これまでの保険料水準や被保険者の保険料負担に配慮するとともに、国保財政の健全化を図るため、医療分と支援分の合計で1人あたり保険料を前年度と同額に据え置く。

【1人あたり保険料】

区 分	平成28年度(案)	平成27年度	増減	伸び率
① 医療分	52,951円	52,682円	269円	0.51%
② 支援分	19,048円	19,317円	▲ 269円	▲ 1.39%
①+②	71,999円	71,999円	—円	—
③ 介護分	21,476円	19,639円	1,837円	9.35%
①+②+③	93,475円	91,638円	1,837円	2.00%

① 医療分

高齢化や医療の高度化等による医療費の増額に伴い歳出(保険給付費)が増加するため、本来は保険料も増加することとなるが、前期高齢者が増加したことに伴う前期高齢者交付金の増や、保険料引き上げ額を抑制するための法定外繰入などにより、医療分と支援分の合計で1人あたり保険料を据え置くため、269円引き上げ。

② 支援分

後期高齢者医療費の伸びにより、一人あたり概算負担額は増加するが、被保険者数が減少することや、前々年度(H26)精算分の還付額が増加したことにより、歳出が約7億円減少するため、269円引き下げ。

【後期高齢者支援金】

(単位:億円)

区 分	28年度予算(案)	27年度予算	増減
概算支援額	202.4	203.0	▲ 0.6
前々年度精算分等	▲ 15.1	▲ 8.7	▲ 6.4
合 計	187.3	194.3	▲ 7.0
【参考】(1人あたり概算額)	(57,400円)	(56,450円)	(950円)

③ 介護分

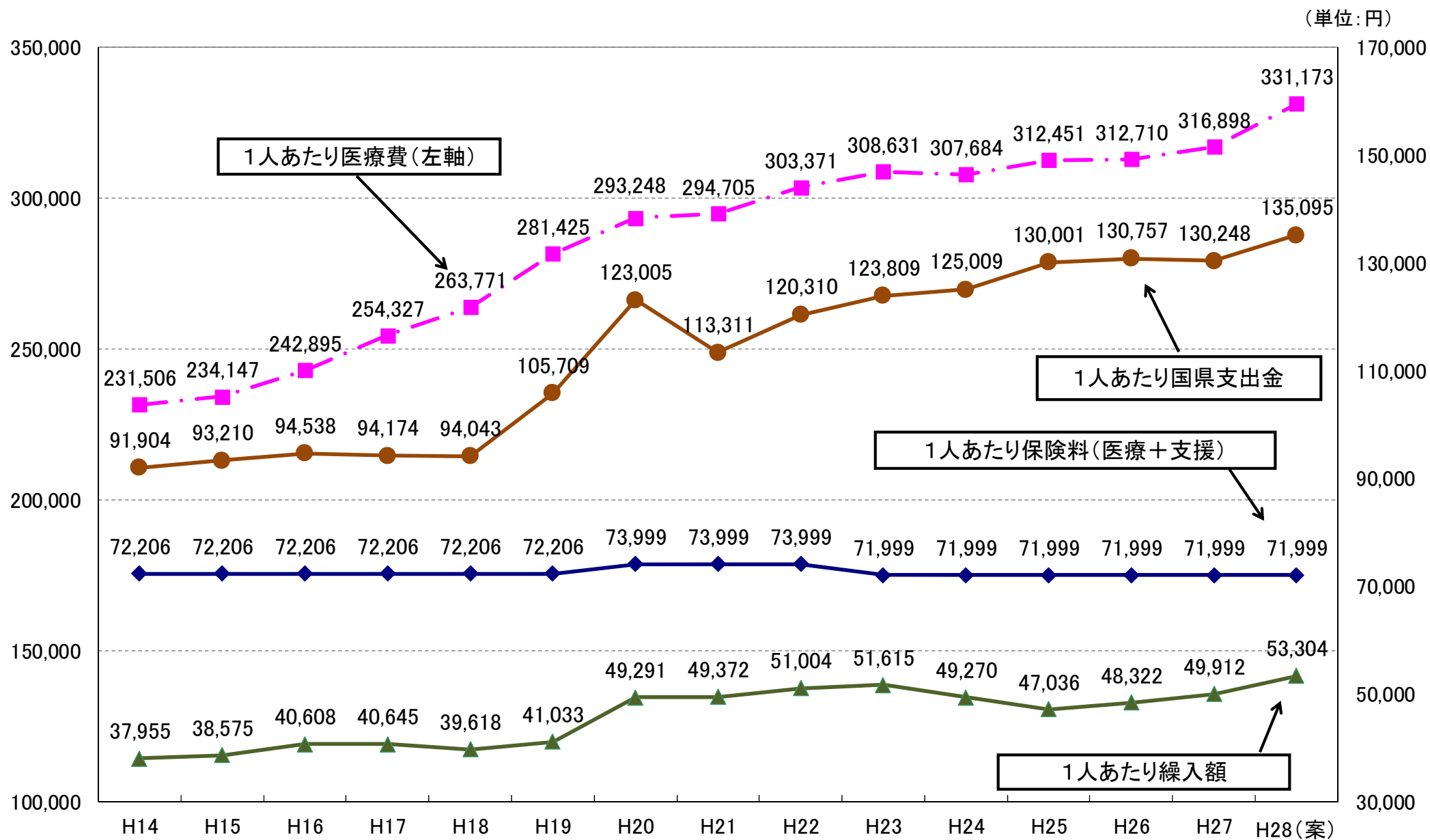
介護給付費の伸びにより、一人あたり概算負担額は増加するが、介護保険第2号被保険者数の減少や前々年度(H26)精算分の還付額の増加等により歳出は約1.4億円減額するものの、国・県からの歳入が減少するため、1,837円引き上げ。

【介護納付金】

(単位:億円)

区 分	28年度予算(案)	27年度予算	増減
概算納付額	72.1	72.6	▲ 0.5
前々年度精算分等	▲ 4.2	▲ 3.3	▲ 0.9
合 計	67.9	69.3	▲ 1.4
【参考】(1人あたり概算額)	(64,300円)	(62,200円)	(2,100円)

③ 保険料・医療費・繰入金・国県支出金の推移(当初予算)



④ 賦課限度額について

諮問②

諮問内容

賦課限度額を国が定める上限と同額とする。

	年 額	(対27年度比)
医療分	540, 000円	(20, 000円引上げ)
後期高齢者支援金等分	190, 000円	(20, 000円引上げ)

ただし、国民健康保険法施行令が改正された場合

【賦課限度額の推移】

(単位:円)

	医療分	支援分	小 計	介護分	合 計	増減
22年度	500,000	130,000	630,000	100,000	730,000	40,000
23年度	510,000	140,000	650,000	120,000	770,000	40,000
24年度	〃	〃	〃	〃	〃	—
25年度	〃	〃	〃	〃	〃	—
26年度	〃	160,000	670,000	140,000	810,000	40,000
27年度	520,000	170,000	690,000	160,000	850,000	40,000
28年度(案)	540,000	190,000	730,000	〃	890,000	40,000

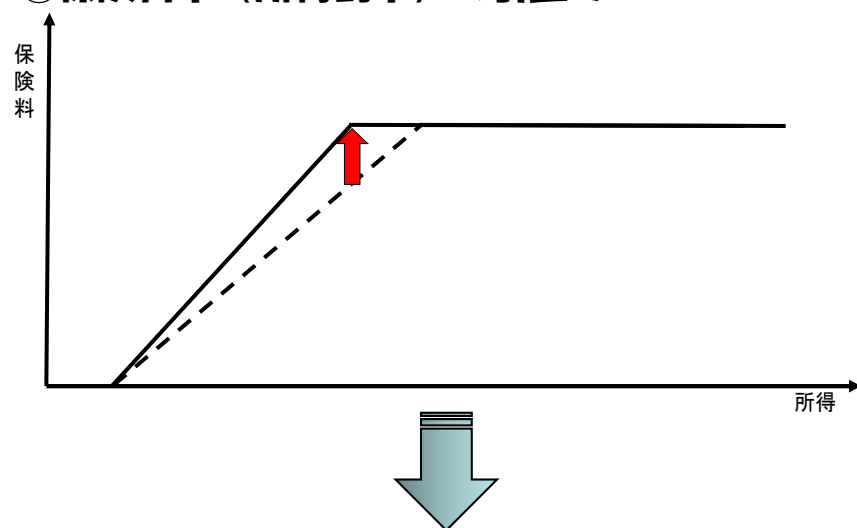
改正の趣旨

- 保険料は、政令により賦課限度額が定められており、各市町村は、この額を超えない範囲で条例で規定することになっている。
- 賦課限度額の引き上げにより、中間所得者層(※)に配慮した保険料設定が可能となり、中間所得者層の負担軽減を図る効果が見込まれるため、本市では政令に定める上限を賦課限度額としている。
- 平成28年4月に政令が改正される見込みであるため、本市も賦課限度額を改正する予定である。

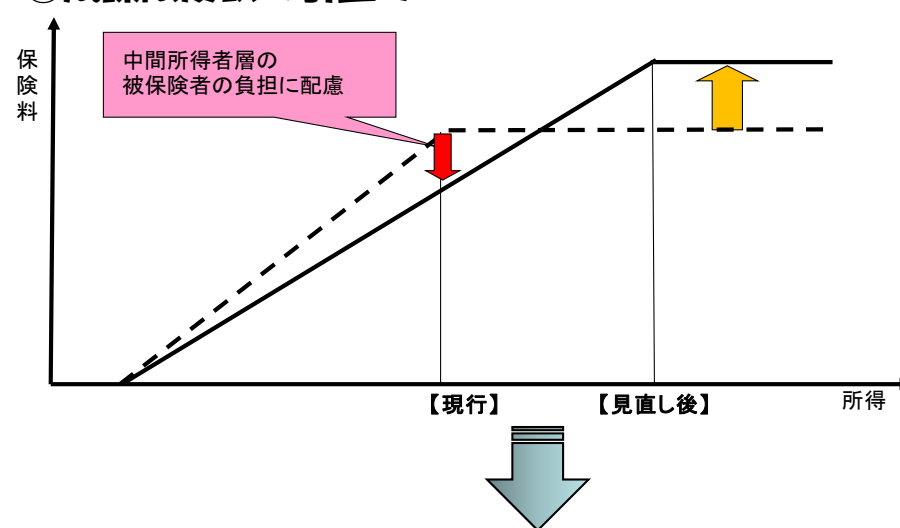
(※) 中間所得者層 … 低所得者層を対象とした均等割・世帯割の法定減額に該当する所得を超え、賦課限度額に到達する前までの所得階層

【参考】 医療費が増加し、確保すべき保険料収入額が増加した場合、被保険者の所得が伸びない状況において、必要な保険料収入を確保するためには、次のような方法がある。

① 保険料率（所得割率）の引上げ



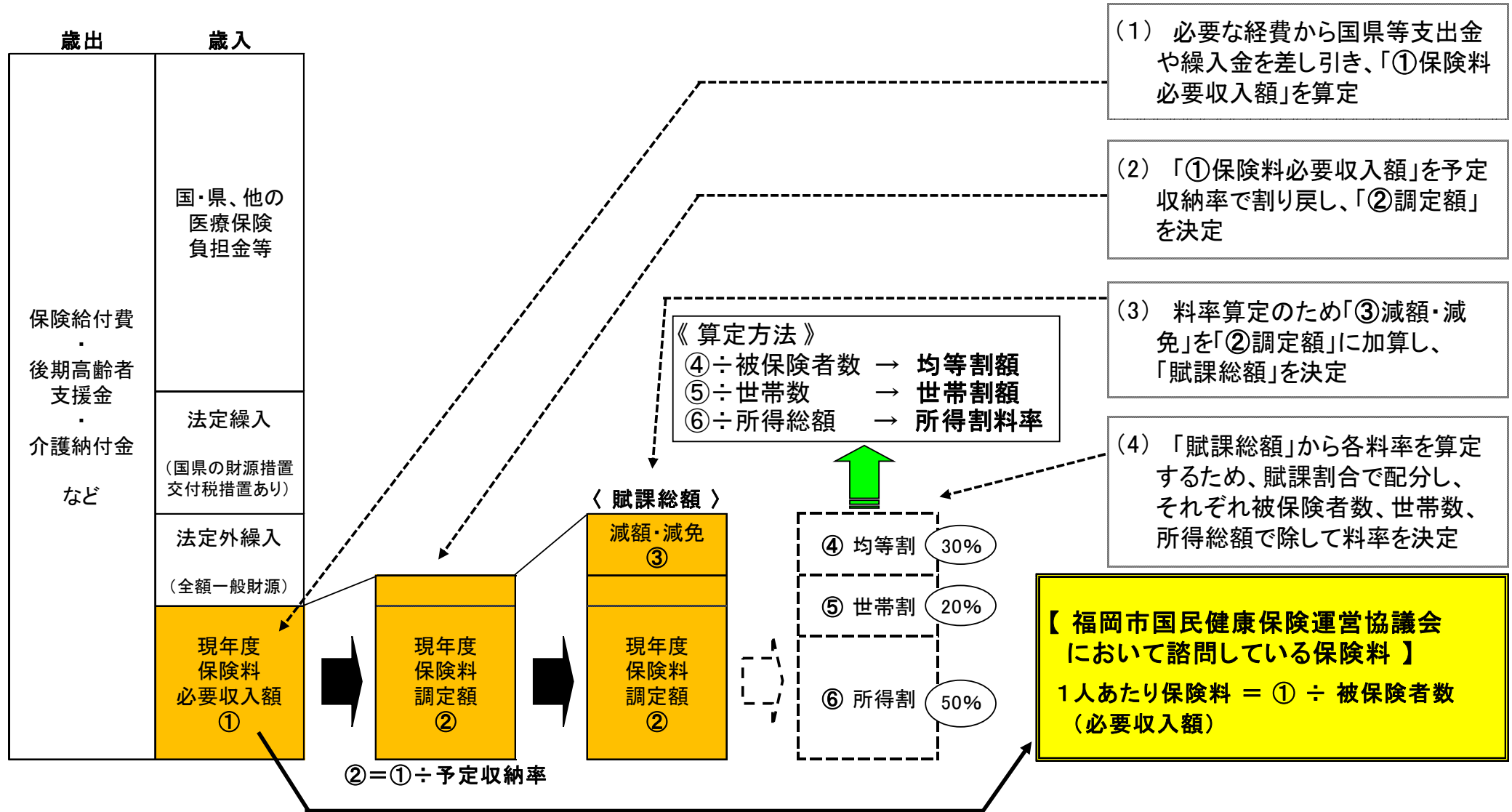
② 賦課限度額の引上げ



⑤ 保険料率の算定方法

《 予算段階 》

《 賦課段階 》



⑥ 平成28年度の収入階層別・世帯構成別のモデル年額保険料(試算)

《 前提条件 》 所得総額は、平成27年度賦課時点の所得総額に、被保険者数の増減等を考慮したもの。

※ 実際の所得割の保険料率は、6月の保険料算定時点の被保険者の所得総額により確定するため、
この試算結果は変動する。

・1人世帯(介護分該当者)

(単位:円)

給与収入	所得	①医療分		②支援分		①医療分+②支援分		③介護分		合計(①+②+③)	
		28年度	前年度比	28年度	前年度比	28年度	前年度比	28年度	前年度比	28年度	前年度比
98万円	33万円	13,100	▲ 200	4,700	▲ 200	17,800	▲ 400	4,600	400	22,400	—
122万円	57万円	41,300	▲ 700	14,900	▲ 800	56,200	▲ 1,500	14,600	1,700	70,800	200
200万円	122万円	115,800	▲ 2,000	41,900	▲ 2,400	157,700	▲ 4,400	41,100	5,400	198,800	1,000
300万円	192万円	172,300	▲ 3,200	62,400	▲ 4,000	234,700	▲ 7,200	61,300	8,700	296,000	1,500
359万円	233万円	205,300	▲ 3,900	74,400	▲ 4,900	279,700	▲ 8,800	73,200	10,700	352,900	1,900
400万円	266万円	232,000	▲ 4,400	84,100	▲ 5,600	316,100	▲ 10,000	82,700	12,300	398,800	2,300
500万円	346万円	296,500	▲ 5,900	107,500	▲ 7,400	404,000	▲ 13,300	105,800	16,100	509,800	2,800
600万円	426万円	361,100	▲ 7,200	130,900	▲ 9,200	492,000	▲ 16,400	129,000	20,000	621,000	3,600
700万円	510万円	428,900	▲ 8,600	155,600	▲ 11,000	584,500	▲ 19,600	153,200	24,000	737,700	4,400
800万円	600万円	501,500	▲ 10,200	181,900	11,900	683,400	1,700	160,000	9,100	843,400	10,800

・3人世帯(うち介護分該当者2人)

(単位:円)

給与収入	所得	①医療分		②支援分		①医療分+②支援分		③介護分		合計(①+②+③)	
		28年度	前年度比	28年度	前年度比	28年度	前年度比	28年度	前年度比	28年度	前年度比
98万円	33万円	26,000	▲ 300	9,300	▲ 300	35,300	▲ 600	7,200	600	42,500	—
122万円	57万円	62,700	▲ 900	22,600	▲ 1,000	85,300	▲ 1,900	18,900	2,000	104,200	100
200万円	122万円	141,200	▲ 2,200	51,100	▲ 2,700	192,300	▲ 4,900	44,900	5,600	237,200	700
300万円	192万円	215,100	▲ 3,500	77,800	▲ 4,500	292,900	▲ 8,000	69,900	9,300	362,800	1,300
359万円	233万円	248,200	▲ 4,200	89,800	▲ 5,400	338,000	▲ 9,600	81,800	11,300	419,800	1,700
400万円	266万円	274,800	▲ 4,800	99,500	▲ 6,100	374,300	▲ 10,900	91,300	12,900	465,600	2,000
500万円	346万円	339,400	▲ 6,100	122,900	▲ 7,900	462,300	▲ 14,000	114,400	16,700	576,700	2,700
600万円	426万円	403,900	▲ 7,600	146,400	▲ 9,600	550,300	▲ 17,200	137,600	20,600	687,900	3,400
700万円	510万円	471,700	▲ 9,000	171,000	1,000	642,700	▲ 8,000	160,000	22,800	802,700	14,800
800万円	600万円	540,000	20,000	190,000	20,000	730,000	40,000	160,000	1,100	890,000	41,100

⑦ 他都市比較(保険料水準等)

● 1人あたり保険料 (平成27年度予算)

(単位:円)

都市名	医療＋支援	順位	医療＋支援＋介護	順位
広島	96,628	①	125,054	①
川崎	90,941	②	120,682	②
浜松	90,034	③	115,327	③
静岡	82,623	⑤	110,912	④
横浜	84,588	④	110,311	⑤
岡山	78,794	⑪	109,354	⑥
千葉	78,820	⑩	107,636	⑦
名古屋	82,606	⑥	104,662	⑧
さいたま	82,410	⑦	101,901	⑨
仙台	77,810	⑫	100,734	⑩
新潟	79,722	⑨	100,057	⑪
札幌	76,015	⑮	99,141	⑫
相模原	79,751	⑧	98,662	⑬
熊本	77,188	⑬	97,495	⑭
堺	73,716	⑯	97,038	⑮
神戸	76,790	⑭	95,642	⑯
福岡	71,999	⑱	91,638	⑰
京都	72,292	⑰	91,433	⑱
大阪	65,311	⑲	85,436	⑲
北九州	63,814	⑳	79,789	⑳

● 1人あたり医療費 (平成27年度予算)

(単位:円)

順位	都市名	医療費
①	岡山	458,394
②	広島	406,458
③	北九州	388,929
④	堺	371,741
⑤	札幌	371,124
⑥	大阪	358,949
⑦	京都	353,709
⑧	神戸	352,430
⑨	仙台	336,759
⑩	浜松	336,572
⑪	横浜	336,407
⑫	相模原	327,136
⑬	名古屋	320,191
⑭	福岡	316,898
⑮	川崎	312,985
⑯	さいたま	311,251
⑰	千葉	310,855
⑱	静岡	280,913

※新潟市、熊本市除く

● 1人あたり前期高齢者交付金 (平成27年度予算)

(単位:円)

順位	都市名	交付金
①	広島	140,797
②	岡山	128,295
③	堺	126,335
④	新潟	120,670
⑤	静岡	119,671
⑥	神戸	116,848
⑦	北九州	116,608
⑧	さいたま	113,026
⑨	浜松	110,681
⑩	札幌	110,098
⑪	京都	110,011
⑫	横浜	106,016
⑬	千葉	105,733
⑭	相模原	105,446
⑮	仙台	97,898
⑯	川崎	91,253
⑰	熊本	89,080
⑱	名古屋	86,819
⑲	大阪	83,351
⑳	福岡	75,669

● 1人あたり一般会計繰入金 (平成27年度予算)

(単位:円)

順位	都市名	一般会計繰入額
①	北九州	64,042
②	大阪	59,280
③	仙台	52,903
④	札幌	51,459
⑤	福岡	49,912
⑥	相模原	49,505
⑦	名古屋	49,175
⑧	岡山	48,717
⑨	熊本	47,312
⑩	京都	46,477
⑪	堺	41,957
⑫	神戸	41,550
⑬	横浜	38,303
⑭	静岡	35,358
⑮	千葉	34,336
⑯	新潟	33,816
⑰	川崎	29,004
⑱	浜松	26,665
⑲	さいたま	24,422
⑳	広島	24,321

● 1世帯あたり所得額 (平成25年中所得)

(単位:万円)

順位	都市名	所得額
①	川崎	122.4
②	横浜	120.5
③	相模原	119.9
④	浜松	118.6
⑤	さいたま	115.3
⑥	千葉	110.9
⑦	静岡	107.8
⑧	名古屋	107.2
⑨	広島	97.1
⑩	仙台	93.8
⑪	新潟	86.9
⑫	岡山	83.8
⑬	熊本	79.2
⑭	堺	77.9
⑮	京都	73.3
⑯	福岡	71.9
⑰	大阪	68.9
⑱	札幌	68.2
⑲	北九州	68.0
⑳	神戸	66.3

※基礎控除、限度額超過分控除後

(4) 財政健全化に向けた取組について

☆収入の確保

- 保険料収入の確保・収納率の向上
H28年度現年度目標収納率 91.0%
- 資格の適正化

☆支出の増加抑制

- 医療費適正化
- 特定健診等による生活習慣病の予防

① 保険料収入の確保・収納率の向上

国保財政の健全化と負担の公平性確保のため、「文書催告・電話催告等による納付指導の徹底」と「滞納処分の強化」により、収入の確保及び収納率の向上に努めていく。

また、口座振替の加入勧奨や滞納者の特別事情の把握徹底等についても、引き続き取り組んでいく。

ア. ペイジー口座振替受付サービスを積極的に活用し、口座加入率の向上を図っていく。

イ. 電話(コールセンター)による納付確認等により、新規滞納世帯への納付催告を徹底していく。

ウ. 納付指導嘱託員等を活用し、文書催告・電話催告による納付指導の徹底を図っていく。

エ. 資格証明書・短期被保険者証を活用し、滞納世帯への接触強化を図るとともに、特別な事情等の把握を行う。

オ. 財産調査の徹底及び滞納世帯への滞納処分を強化していく。

カ. 【新規】新たな納付環境の整備として、分納世帯の口座振替を導入する(平成28年度実施)。

② 医療費の適正化

ア. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進による医療費の軽減

- ジェネリック医薬品差額通知の継続実施（平成23年11月～）
- 【新規】 より分かりやすくするため、切替効果を「割合表示」から「金額表示」へ変更（平成28年2月送付分～）
- ジェネリック医薬品切替希望シールの全世帯配付（平成27年度～）

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及率及び削減額

	26年度 （実績）	27年度 （目標）	28年度 （目標）
普及率	55.6 %	60.0 %	65.0 %
削減額	181,973 千円		

※数量ベース、普及率は調剤のみ、削減額は医科と調剤の合計

イ. レセプト点検による医療費の適正化

- 資格点検・内容点検の継続実施
- 効果的かつ漏れの少ない内容点検により削減効果額の向上を図るため、レセプト点検システムを導入。（平成27年度～）

内容点検による財政効果率及び削減額

	26年度 （実績）	27年度 （目標）	28年度 （目標）
財政効果率	0.20 %	0.35 %	0.36 %
削減額	182,660 千円		

ウ. 訪問健康相談事業（平成26年7月～）

- 医療機関への頻回受診、重複受診について、保健師等が訪問し、適正受診のために指導や助言及び健康状態に応じた生活指導等を継続実施。（福岡県国民健康保険団体連合会へ委託）

訪問実績

	26年度 （実績）	27年度 （予定）
訪問人数	355 人	336 人

エ. 【新規】柔道整復療養費の適正化（平成28年度～）

- 柔道整復療養費支給申請書のデータ化による内容点検を実施し、医療費の適正化を図る。

③ 特定健診等による生活習慣病の予防

ア 受診向上に向けた取組み

- 受診勧奨の強化
- 受診しやすい環境整備

【新規】平成28年度から、40歳、50歳の特定健診受診を無料化

- 医師会(医療機関)との連携強化



健康づくり イメージキャラクター
よかろーもん

イ 効果的な保健指導への取組み

- 特定保健指導の継続実施
- 慢性腎臓病をはじめとする生活習慣病のリスクが高い方への受診勧奨の保健指導
- 【新規】データヘルス計画策定により、明らかとなった課題の解決に向けた新たな取組み(平成28年度～)
 - ・特定保健指導未利用者のうち、重症化リスクが高い方への保健指導を実施
 - ・生活習慣病が未治療で重症化リスクが高い方への保健指導を実施

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度 (目標)	28年度 (目標)
特定健診受診者数	30,193	32,917	37,201	39,286	44,730	45,247	47,102		
特定健診受診率	15.2%	16.7%	18.8%	19.5%	22.0%	22.1%	23.1%	34.0%	37.0%
特定保健指導実施者数	1,366	1,240	1,797	1,746	1,985	2,003	1,996		
特定保健指導実施率	29.9%	27.2%	37.2%	35.4%	37.3%	38.5%	35.1%	38.0%	39.0%

2. 国の動向・制度改革（予定）について

（1）低所得者の保険料負担の軽減について（平成28年4月実施）

物価が上昇局面にあるなか、低所得者に係る保険料負担の軽減対象が縮小しないよう、5割軽減と2割軽減の軽減判定所得の基準が見直され、所得基準額が引き上げられる。

○軽減対象となる所得基準の引き上げ

① 5割軽減の拡大

（現 行）33万円 + 26.0万円 × 被保険者数

（改正後）33万円 + 26.5万円 × 被保険者数

② 2割軽減の拡大

（現 行）33万円 + 47万円 × 被保険者数

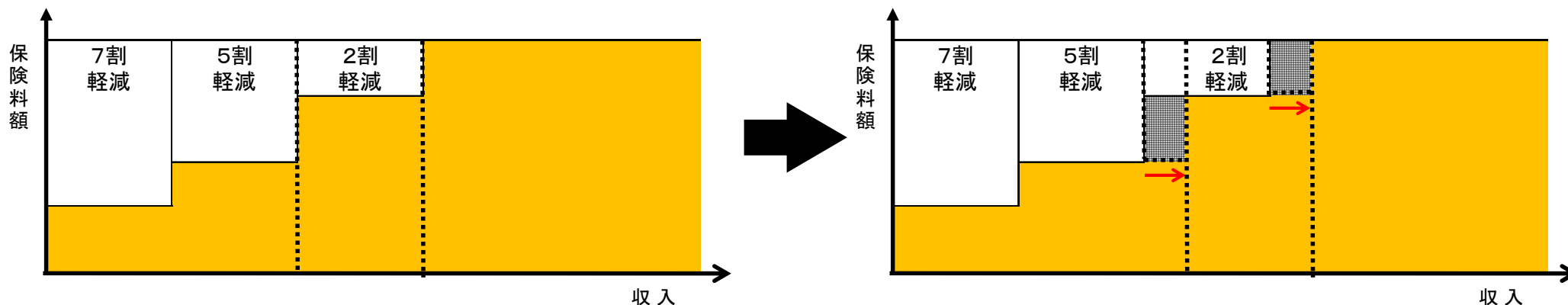
（改正後）33万円 + 48万円 × 被保険者数

○ 軽減対象となる基準額

区 分	現 行	改正後
7割軽減	98万円	98万円
5割軽減	184万円	186万円
2割軽減	274万円	278万円

※給与収入、3人世帯の場合

○ 応益分（均等割＋世帯割）保険料の50%



(2) 財政運営の都道府県単位化について

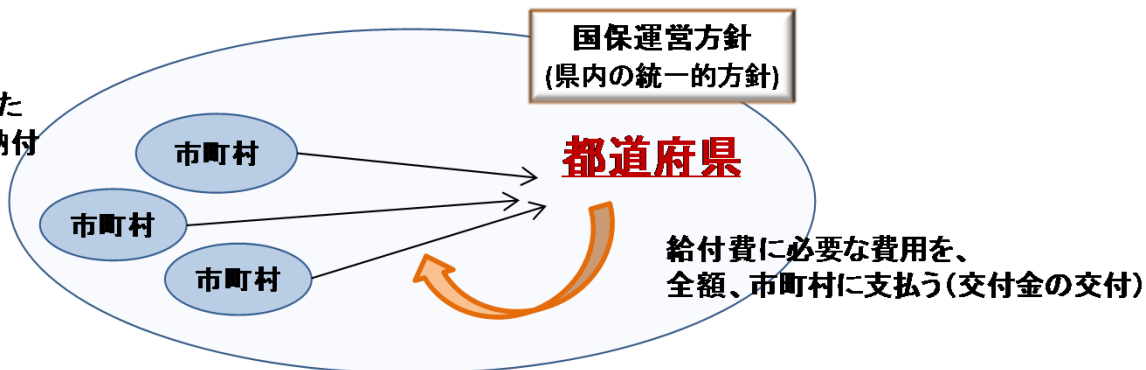
平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度からの国保の財政運営の都道府県単位化が示された。

※制度の詳細は引き続き国と地方とで協議中

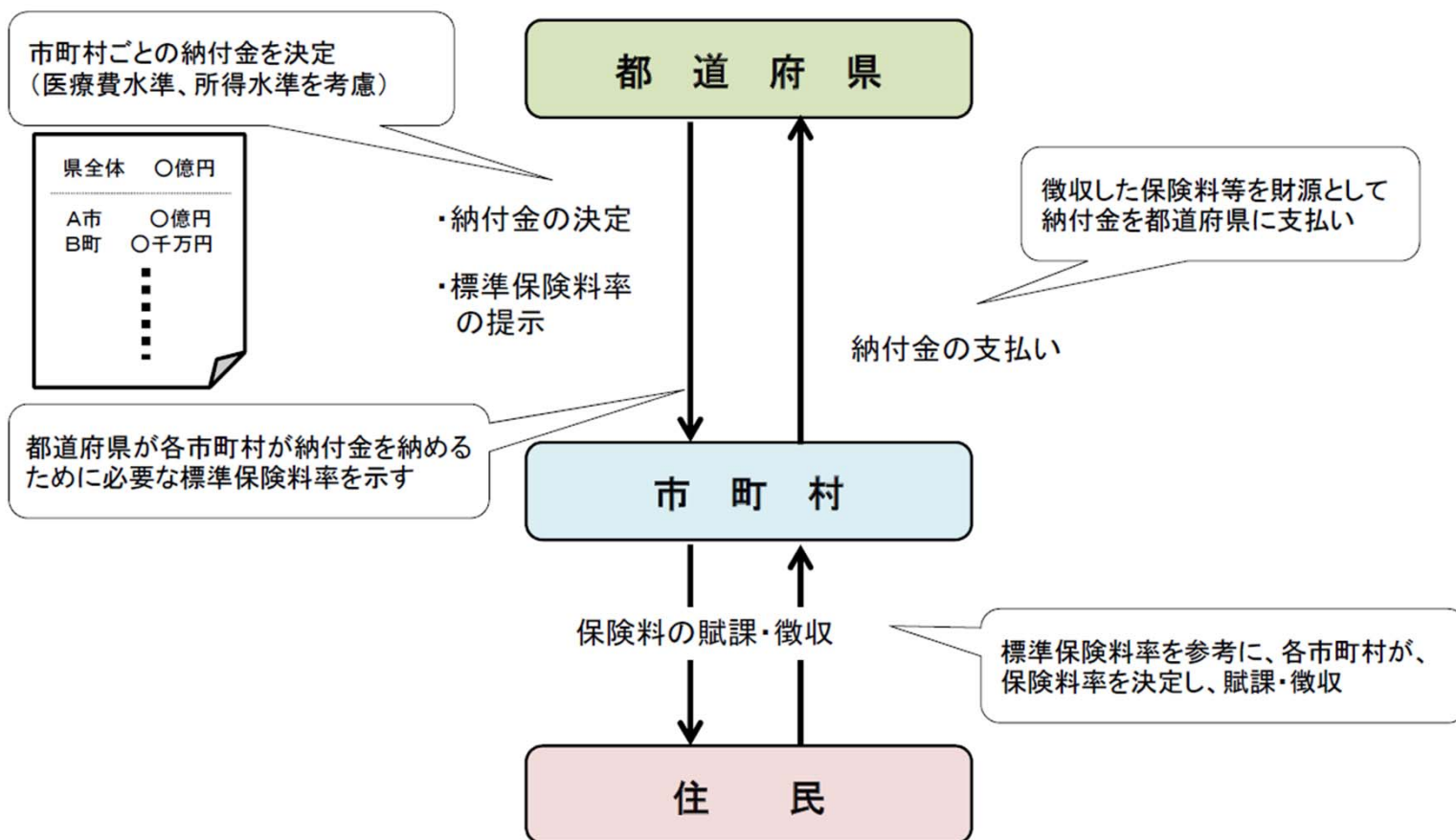
改革の方向性		
1. 運営の在り方 (総論)	○ 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う ○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化 ○ 都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進	
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
2. 財政運営	財政運営の責任主体 ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定(医療費水準、所得水準を考慮) ・財政安定化基金の設置・運営	・<u>国保事業費納付金を都道府県に納付</u>
3. 資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ※4と5も同様	・地域住民と身近な関係の中、資格を管理(被保険者証等の発行)
4. 保険料の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・個々の事情に応じた賦課・徴収
5. 保険給付	・給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い ・市町村が行った保険給付の点検	・保険給付の決定 ・個々の事情に応じた窓口負担減免等
6. 保健事業	市町村に対し、必要な助言・支援	・被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施(データヘルス事業等)

●改革後の国保運営イメージ

都道府県が市町村ごとに決定した
国保事業費納付金を市町村が納付



●保険料の賦課，徴収の仕組み（イメージ）



(3) 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づくその他の改正（平成28年4月実施）

① 入院時食事療養費の引き上げ

入院時食事療養費について、入院と在宅療養の負担の公平を図る観点から、在宅療養でも負担する費用として、食材費相当額に加え、調理費相当額の負担を求める。

＜現行＞		＜平成28年度＞		＜平成30年度＞		対象者数 約70万人	
	負担額(1食)		負担額(1食)		負担額(1食)		
一般所得	260円	⇒	一般所得	360円	⇒	一般所得	460円
低所得Ⅱ (住民税非課税)	210円		}	低所得者は、引き上げない。(据え置き)			
低所得Ⅰ (住民税非課税で 一定所得以下)	100円						
(食材費)				(食材費+調理費)			

② 紹介状なしの大病院受診時の定額負担導入

限りある医療資源を効率的に活用し、医療機関間の機能分担を推進する観点から、平成28年度から紹介状なしで特定機能病院等を受診する場合等には、原則として、定額負担を患者に求めることとする(選定療養の義務化)

※定額負担の額は、現在検討中

③ 患者申出療養の創設

国内未承認医薬品等の使用や国内承認済みの医薬品等の適応外使用等を迅速に保険外併用療養として使用できるよう、新たな仕組みとして「患者申出療養」を創設

患者申出療養のねらい

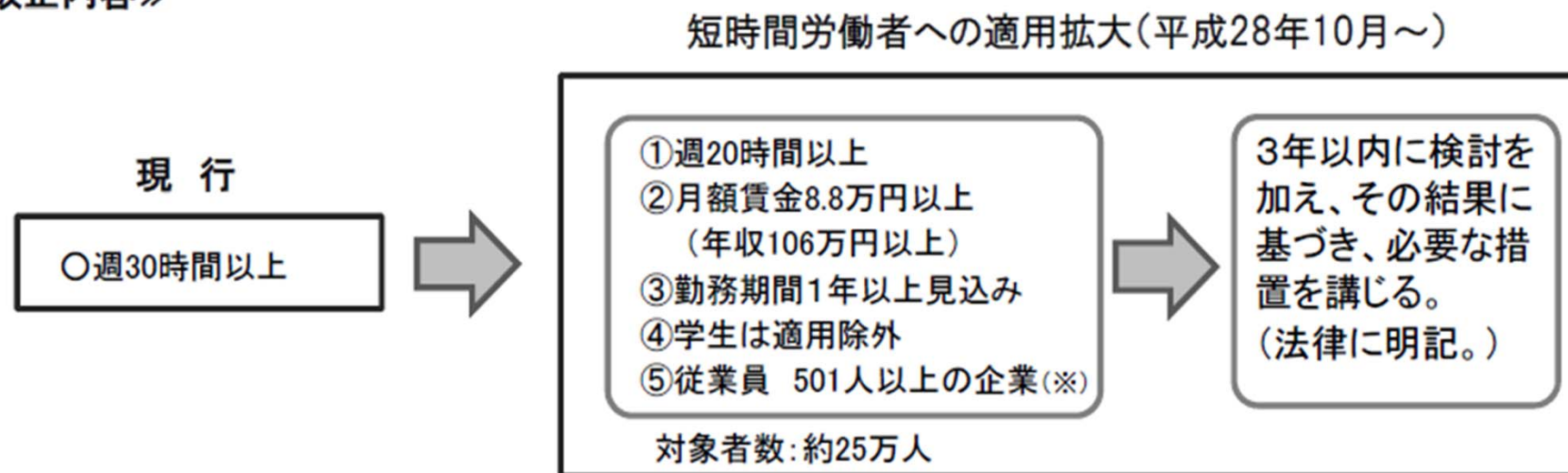
- ① 先進的な医療を迅速に受けられる(審査期間の抜本的な短縮)
- ② 先進的な医療を、地方でも身近な医療機関で受けられる

(4) 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大について（平成28年10月実施）

《適用拡大の枠組み》

- 非正規労働者に被用者保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における「格差」を是正する。
- 社会保険制度における働かない方が有利になるような仕組みを除去し、特に女性の就業意欲を促進し、今後の人口減少社会に備える。

《改正内容》



(※)適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定。

《適用拡大対象者数》

※厚生労働省試算

約 25 万人が適用拡大により被用者保険の被保険者となる見込み。

うち 国保被保険者 約15万人（全国の国保被保険者約3,500万人の0.4%）

うち 被用者保険の被扶養者 約10万人

3. その他

今後の審議・答申予定について

○ 第3回運営協議会 …… 日 時：平成28年 1月27日(水)開催
17:00から18:30まで(予定)

場 所：西鉄イン福岡 アクロス福岡前 2階 大ホール
福岡市中央区天神1丁目16番1号

内 容：審議・答申(案)とりまとめ

○ 答申 …………… 平成28年 2月 3日(水)

● 福岡市国民健康保険運営協議会委員名簿

(任期 : 平成26年7月1日～平成28年6月30日)

	役職名等	氏名
被 保 険 者 代 表	福岡市食品衛生協会 理事	杉元 美智代
	博多人形商工業協同組合 理事	中野 浩
	福岡市七区男女共同参画協議会 代表	野田 孝恵
	福岡市自治協議会等7区会長会 代表	平山 清子
	福岡市漁業協同組合 統括部長	三島 信雄
	福岡市農業委員会 農地部会長	笠 信一
保 険 医 薬 剤 師 又 は 保 険 薬 剤 師 代 表	福岡市医師会 会長	江頭 啓介
	福岡市医師会 副会長	平田 泰彦
	福岡市医師会 常任理事	浦川 周一
	福岡市歯科医師会 会長	熊澤 榮三
	福岡市歯科医師会 副会長	津田 勝則 (H27.7.9～)
	福岡市薬剤師会 会長	瀬尾 隆

	役職名等	氏名
公 益 代 表	九州大学大学院 医学研究院准教授	鮎澤 純子
	【会長】 福岡大学 名誉学長	石田 重森
	九州大学大学院 医学研究院教授	馬場園 明
	【副会長】 福岡市議会議員	おばた 久弥 (H27.7.3～)
	福岡市議会議員	高山 博光 (H27.7.3～)
	福岡市議会議員	中山 郁美
被 保 険 者 代 表 等	地方職員共済組合 福岡県支部 事務長	鎌田 博敬
	全国健康保険協会福岡支部 企画総務部保健グループ長	上村 景子

● 事務局関係者名簿

組 織		氏 名
保 健 福 祉 局	局長	野見山 勤
	理事	竹中 章
	総務部長	鹿毛 尚美
	国民健康保険課長	小川 明子
区 役 所	東区保険年金課長	重岡 清貴
	博多区保険年金課長	安武 逸郎
	中央区保険年金課長	永瀬 眞二
	南区保険年金課長	永尾 知浩
	城南区保険年金課長	秦 紀代子
	早良区保険年金課長	松田 新一
	西区保険年金課長	長田 富三夫
	西区西部出張所長	松本 聖英

福岡市国民健康保険運営協議会 庶務担当

福岡市保健福祉局 総務部 国民健康保険課